

飛騨市空き家家財道具処分費等補助金

趣旨・目的

飛騨市空き家バンクに登録して入居者募集を行おうとする空き家の所有者に対し、家財道具の処分費用の一部を助成します。

対象者の要件

空き家の所有者で3年を超える期間「飛騨市住むとコネット」へ登録する見込みのある方
(同一物件又は同一申請者に対し1回限り)

補助等の金額

- ① ごみの処分
- ② 家財の移設
- ③ 敷地内の樹木伐採、草刈等
- ④ 相続登記費用のうち、登録免許税に要する経費

【補助金額】

- ①～③ 対象事業費の1/2 上限額 10万円
- ④ 対象事業費の1/10 上限額 2万円



補助金申請の流れ

- ① 一般廃棄物収集運搬業者へ依頼をし、見積書と家財処分前の状況写真を作成してもらう。

【一般廃棄物収集運搬業者は、空き家の所在地によって決められております。】

- ・古川町、河合町、宮川町の場合
有限会社古城環境管理センター
飛騨市古川町下気多 106 番地 1 TEL:0577-73-2609
- ・神岡町の場合
株式会社神岡衛生社
飛騨市神岡町東雲 375 番地 TEL:0578-82-0337

※相続登記費用は、司法書士等に依頼し見積書等を作成してもらう

- ② 見積書と写真、誓約書(様式2)を添えて、家財道具処分費補助金申請書(様式1)を市役所へ提出。
—市役所で提出された書類を確認、審査します—
- ③ 市役所より補助金交付決定通知書が届きます。
- ④ 見積りをとった業者へ家財道具処分(又は相続登記)の依頼を行う。
※交付決定日前に、業者発注しないよう注意して下さい。補助金の対象外となってしまいます。
—業者が作業を実行する—
—補助申請者が業者へ代金を支払う—
- ⑤ 家財道具補助金補助事業実績報告書に処分後の状況写真と領収書等を添えて市役所へ提出。
- ⑥ 市役所より補助金交付額確定通知書が届く。
- ⑦ 補助金交付請求書に口座番号等を記載し市役所へ提出。
- ⑧ 市役所より指定された口座へ補助金を入金

問い合わせ及び書類送付先

〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町2番22号 飛騨市役所ふるさと応援課 担当：石島
Mail:furusato@city.hida.lg.jp TEL:0577-62-8904